



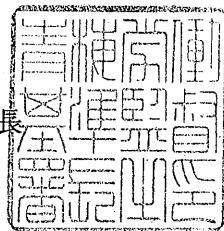
青梅署基発 1129 第 1 号

平成 30 年 11 月 29 日

公益社団法人 東京労働基準協会連合会 青梅労働基準協会支部

支部長 竹田政義 殿

青梅労働基準監督署長



職場における労働災害防止対策の推進について（広報依頼）

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018 年度を初年度として、5 年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第 13 次労働災害防止計画」を策定したところです。

しかしながら、平成 30 年の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、減少傾向がみられず、昨年と同じ時期に比べ増加という憂慮すべき状況にあります。

また、東京労働局におきましては、第 13 次東京労働局労働災害防止計画に基づき「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとする官民一体となった労働災害防止に向けた取組を推進しております。

何かと慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防止活動の活性化及び労働災害の防止を目的として、「平成 30 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、都内各事業場の労働災害防止の気運を高めるとともに、徹底した労働災害防止への取組を一層推進していくこととしております。

つきましては、上記趣旨を御理解いただき、年末及び今年度末に向け、労働災害の傾向等を踏まえた対策を一層推進し、事業場・労働者・その家族の方への安全意識の高揚と安全活動の定着、労働災害防止に向けた気運の醸成などを図るために、貴支部の広報誌、ホームページ等に「別添」の内容による記事の掲載方をお願いいたしたく御依頼申し上げます。

なお、業務御多忙のところ誠に恐縮でございますが、掲載の折には、同封の封筒にて広報誌等を返信していただきますよう併せてお願い申し上げます。

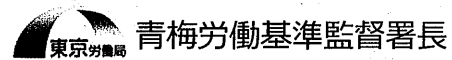
お問い合わせ先

青梅労働基準監督署 安全衛生課長 小関（おぜき）

〒198-0042 青梅市東青梅 2-6-2

電話（0428）28-0331

各位



職場における労働災害防止対策の推進について

日頃より労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、平成30年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、減少傾向がみられず、昨年と同じ時期に比べ増加という憂慮すべき状況にあります。

この状況は全国的にも同様であり、第13次労働災害防止計画では、休業4日以上之死傷者数を5%以上減少させることを目標としていますが、初年度である今年度の労働災害発生状況を踏まえると、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があるため、厚生労働省においては、今年度末に向けて、労働災害の傾向等を踏まえた対策を推進しています。

つきましては、下記事項にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

記

1 業種別の労働災害防止対策等について

(1) 建設業における留意事項

災害の発生状況を見ると、基本的な安全対策が不十分なことにより、災害につながっているものが多く見られるところです。改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図るようお願いします。

(ア)「屋根・はり等」から、「足場」から、「開口部」からの墜落・転落災害が多いことから、墜落転落防止対策（作業床や手すりの設置又は安全带（墜落制止用器具に係る法令改正等について留意）の使用など）の徹底を行うこと。

※ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条、第519条、第524条、第563条、第564条、第567条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱に基づく対策を実施すること。

① 墜落制止用器具の使用が必要な場所においては確実に墜落制止用器具を使用するとともに、墜落制止用器具の取り付け設備についても確実なものを設置すること。また、墜落制止用器具の使用徹底に係るスローガン「落ちない設備 落とすな命 ルールを守って墜落ゼロ ～高所では墜落制止用器具を使おう～」を掲げ、墜落制止用器具の使用徹底についての機運を高めるよう意識付けを行うこと。

② はしご、脚立、伸び馬による災害が多いことから、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」リーフレットを活用し、正しい使用方法について周知すること。

③ トラック荷台上での墜落等の災害防止のため、現場内での荷卸し等について昇降設備や墜落制止用器具の取り付け設備の設置等の措置を元請事業者において検討すること。

(イ) 崩壊・倒壊災害において、土砂崩壊に関連する災害が約半数を占めることから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。

(ウ) はさまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物としており、これらが輻輳して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害（逸走したことによるものも含む）が多いことから、車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底すること。

(エ) 飛来・落下災害においては、移動式クレーン、ウインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

(2) 製造業における留意事項

(ア) 死傷災害の約4分の1を機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害が占めていることを踏まえ、機械等による災害等が発生した機械等のもとより、はさまれ・巻き込まれ災害が発生するおそれのある機械等に対して、リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施を図ること。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、必要に応じ、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の個別支援や集団支援の活用を図ること。

また、以下のような災害がみられることから、下記①～②に重点を置いて取組を行うこと。

・軍手を着用してボール盤を用いた作業を行い、ドリルないし切屑に軍手が巻

き込まれ、指を切断又は骨折したもの

- ・機械を停止せずに清掃を行おうとして手指を切断したもの
- ・プレス機の安全装置を無効としていたもの、又は安全装置の有効範囲外から手指を差し入れて指を切断したもの

① ボール盤、フライス盤、中ぐり盤等の回転する刃物による作業についての手袋の使用禁止を徹底すること。(労働安全衛生規則第 111 条)

② 機械を使用する事業場に対する指導を行う際には、清掃時における機械の停止を徹底すること。(労働安全衛生規則第 107 条及び 108 条)

(イ) 近年、施設の老朽化等を原因とする墜落などの労働災害も発生していることから、製造業のうち大規模な設備を有する事業場においては、経年設備の劣化状況の調査結果をまとめたリーフレット等を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施すること。

(ウ) 上記の対策の実施に当たっては、経済産業省、中央労働災害防止協会及び当省が連携して設立された「製造業安全対策官民協議会」が公表したリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの有効性等に関する分析結果やリスクアセスメントの共通手法等の活用を図ること。

(3) 林業における留意事項

(ア) 現在、依然として、激突されといった伐木作業に係る死亡災害が多く発生しており、今後、伐木作業が本格化する時期を迎えることから、伐木ガイドライン等に留意の上作業を行うこと。

(イ) 労働安全衛生規則改正により、伐木作業等の安全対策を強化する予定であることから、追って通知する予定の改正内容に留意すること。

(4) 陸上貨物運送事業における留意事項

労働災害の多くは荷主先等での荷役作業中に発生しており、荷主、配送先、元請事業者等と連携して安全対策に取り組めるよう、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの策定について」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号)に基づく対策を徹底すること。

なお、転倒については下記 2 (1) を、腰痛については、下記 2 (2) を踏まえた対策の徹底を図ること。

① 陸上貨物運送事業を対象とする監督指導、個別指導、集団指導等において、荷役ガイドラインの周知・指導を行うこと。特に、災害発生件数が多い署においては、今年度に集団指導の実施を指示しているが、集団指導の欠席事業場に対しては、指導を確実に実施すること。

② 荷主となる製造業、建設業、小売業等を対象とした集団指導等において、

荷役ガイドラインに基づく荷主等としての取組の必要性を説明するとともに、「荷役5大災害防止対策チェックリスト」(荷主、配送先、元請事業者等用)を活用した荷役作業場所の安全確認等を要請すること。

- ③ 各労働災害防止団体等の実施する年末・年始無災害運動と連携するなど、あらゆる機会を通じて交通労働災害防止ガイドラインの周知を図ること。
- ④ ハイヤー・タクシー業に対しては、災害多発企業(又は企業グループ)に対して局において要請・指導を予定しているが、各署においても、災害多発企業(又は企業グループ)又はその傘下事業場に対する自主点検や文書要請を実施するなど、局と連動した取組を行うこと。

(5) その他の業種(第三次産業等)

ア 小売業における留意事項

「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。

(平成30年3月30日付け基安発0330第3号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」)

厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例を紹介しているので、参考にすること。

転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

新聞販売業については、交通事故については下記2(4)を踏まえた対策の徹底を図ること。また、新聞販売業で多いバイク事故の防止対策として、ヘルメット及び再帰性反射材等を使用した高視認性のベストの適切な着用や、早朝・夕方のライトの点灯の徹底を図ること。なお、高視認性のベストの選定に当たっては、JIS T 8127(高視認性安全服)に留意することが望ましいこと。

イ 社会福祉施設における留意事項

転倒災害については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。また、社会福祉施設における事業者・介護従事者を対象に、腰痛予防講習会を全国で開催しているので、関係事業場においては積極的に参加すること。

ウ 飲食店における留意事項

調理中などの労働災害を防止するため、飲食店の労働災害防止マニュアルを参考にするとともに、「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置の促進、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。

厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成 29 年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例が掲載されているので、参考にすること。

転倒については下記 2 (1)、腰痛については下記 2 (2) を踏まえた対策の徹底を図ること。

エ 通信業における留意事項

通信業においては郵便配達中の労働災害が大多数を占めるため、交通事故については下記 2 (4)、転倒については下記 2 (1)、腰痛については下記 2 (2) を踏まえた対策の徹底を図ること。

2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止の留意点。

ア 冬季（積雪や凍結による転倒災害が多い時期）での対策

転倒災害は冬季に積雪等により多く発生する傾向があるため、特に積雪の多い都道府県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行など、転倒防止対策等を徹底すること。

イ 高年齢労働者対策

転倒災害は高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成 30 年 6 月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション 100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとまったテキスト等を活用すること。

(2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向にある。特に、経験年数 3 年未満の労働者の占める割合が高く、また、40 歳以上の労働者においては休業見込みが 6 か月以上の重篤な災害が

多発している。このことに鑑み、平成 25 年基発 0618 第 1 号「職場における腰痛予防対策の推進について」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の労働衛生教育や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 酸素欠乏症等の防止

死亡者数が前年と比べ増加している。特に製造業や清掃・と畜業においては、平成 10 年 12 月 22 日付け基安発第 34 号「酸素欠乏症等防止対策の徹底について」により救助する者に呼吸器等を確実に使用させる等による二次災害防止対策を徹底すること、事業場における酸素欠乏危険場所の把握・表示と労働者への周知、酸素欠乏の危険性等について教育を徹底すること等必要な酸素欠乏症防止対策を実施すること。

(4) 交通労働災害対策

交通事故（道路）の平成 30 年 8 月末現在での休業 4 日以上之死傷者数は、4,383 人であり、前年同期比で 3.6%増加している。

交通労働災害防止対策として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 30 年 6 月 1 日改正）に基づく措置を徹底すること。